

Namrun Quarterly

ナムランクォーターリー

発行所／弁護士法人 苗村法律事務所 大阪市北区西天満 2丁目 6番 8号 堂島ビルディング 7階 制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>



Index

街を設計、
管理すること
…1

【苗村法律事務所のファイルより】
遺言書と遺留分の話
…2～3

【最近の判例から】
フランチャイズ契約における
情報提供義務と競争禁止義務が
問題となった事例
…3～4

【事務局から】
アートにできること
…4



街を設計、管理すること

2020年東京オリンピック招致決定のニュースを聞いて、日本を立ち、米国デトロイトへの出張に出かけました。まずはこのニュース大変うれしいことと、日本人の一人として感激いたしました。これを機に日本全体が、活気付いてくれることを祈っています。

実は、その一週間前、ヴェトナムのハノイ、ハロン湾を事務所旅行で訪れました。今回は、1カ月足らずの間に見た、ハノイとデトロイトの話です。

ハノイに行ったのはこれが初めてではありません。約10年前に仕事で訪れたハノイは、ホアンキエム湖をその懐に抱き、静かな政治都市、高い建物も数少なく、小さなゆったりとした街でした。このたび訪ねてびっくりしたのは、急激な発展で、てんでばらばらに建つ高層のビルとあふれる車の数、そして何より困ったのは、車やバイクの交通量がただならない大きな道路の交差点に信号機がないことでした。

ホテルで教えてもらった交差点向かいにあるレストランに行く道、いたって丈夫な80歳になる母と二人、手に手を取って、一歩踏み出してはまた戻り、チャレンジしては引き返しを4～5度繰り返し、2度道路を渡った後は、息が切れるほどくたびれました。このような道路を渡る秘訣は、ゆっくり車やバイクの方を見ながら歩き続けることです。止まってしまうと相手も調子が狂い、ぶつかる危険が増すのです。帰りは母がギブアップし、交差点向かいのホテルまでハノイタクシー（白色）を使ってみました。行く先々で出会う人たちは楽しく陽気で、またイベント盛りだくさんの楽しいパック旅行だったのですが、ハノイから約150キロ離れたハロン湾への行き帰り、多くの建設途中で打ち捨てられたマンションやビルが目につきました。経済の発展とともに、流入する人口、様々な外国からの投資に、街のランドデザインが追い付いていないことを実

感する旅ともなりました。

さて、9月半ばのデトロイト、この街が7月財政破たんをしたのはみなさんご存知のことと思います。私たちが宿泊したホテルは、裁判所から2ブロック、いわば街の中心に立つ老舗ホテルでした。が、その周りは、大通り向かいの（信号機はありません）6階建てくらいの店舗ビルはもちろん、数十階はありそうな古い摩天楼や、ホテルの部屋から見える十数階建てのビルなど多くが空き家となり、いくつものビルは廃墟と化しているといった有様で、私たちは小さな通りを隔てた別のホテル1階にあるレストランに行ったほかは、地元の人からも夜の外出は止められたため、すべて宿泊ホテル内で食事をするはめとなりました。破たんを宣言するかなり前から荒廃が進んでいたとも聞きました。産業城下町の産業が斜陽に向かった際の恐ろしさを痛感した出張でした。

この対照的な2つの街を見て、人が暮らし、産業が発展する街を設計し、管理することのむずかしさが少しわかったように思います。2020年の東京オリンピック、そこに住む人、住むであろう人、訪れる人、また訪ねてくれる人、皆にとってよい街とオリンピック会場を提供するには、東京を、そして東京を中心とする日本を、長い時間を見据えて、かつ激動に迅速に対応しながら、しかし長い時の移り変わりをよく考えて設計し、またそれを管理していく必要があります。他人ごとではなく、そこに住む私たち自身もしっかり考えなければなりません。



苗村 博子
(なむら ひろこ)

遺言書と遺留分の話



苗村 博子
(なむら ひろこ)

1. 遺言書不作成のススメ

家族の関係が希薄になりつつあり、また一人で老後を迎える人達が増えてきたこともあって、近頃、遺言書作成の色々な案内がありますね。弁護士は、遺言作成のお手伝いも業務の一つですので、本当はこんなことを言っただけなのかもしれませんが、相続人の一部に財産を集中させるような遺言書は作成しない方がいいというのが私の持論です。

遺言書は、後で相続人同士の争いを避けるためのもの。なぜ反対するの?と思われるかもしれませんが、現実にはなかなかそううまくはいきません。遺言書に書いたとおりに財産が分配されるとは限らないからです。

2. 遺留分の制度

(1) 遺留分とは?

日本には、遺留分という制度があり(民法1028条以下)、相続人が父母や祖父母といった直系尊属である場合には相続財産の3分の1、配偶者、子供(子供が先に死亡していた場合は代襲相続人としての孫)には、相続財産の2分の1までが遺留分として認められ、この遺留分を害するような遺言に対しては、遺言書に書かれた遺贈や贈与の減殺を請求できます(民法1031条)。減殺とは、その効力を遺留分額に限って、なくしてしまうということです。従って遺言者の思惑とは異なり、遺言どおりに相続財産が分けられるとは限らず、遺留分減殺請求がなされることも多く見られます。

その場合には、なまじ被相続人の意思が遺言書に記載されているがために、いわゆる相続争いは激化しがちです。遺留分減殺請求をする側からすれば、自分の知らないところで自分に不利な遺言書が作成されたということで、遺言者に裏切られたような気持ちになることが多く、かといってその時点では遺言者は既に亡くなっているの、勢いその怒りの矛先は、遺言書で有利に取り扱われている相続人に向かってしまいます。

私もやはり、相続人間での激しい争いをいくつか見てきました。双方共に、大変に消耗されていく様子を見るのは弁護士としてもつらいものがあり、なんでこんな罪作りの遺言書を作ったんだと、お会いしたことの無い遺言者(被相続人)を恨みたくなるような気持ちになることもあります。遺言書は、文書として残りますので、遺言者の最後の意思として重く扱われますが、ご高齢の方の場合などは特に、その時々で考えが変わることも多く、確固たる最終意思が記載された遺言書といえるものは、本当は少ないように思います。

というわけで、私はご依頼者には、なるべく、相続人の一部を利するような遺言書は作らないようにとアドバイスしています。自分がいなくなってからのことまで心配せず、後は残った人に任せましょうと。

(2) 遺留分がなぜ認められているのか?

自分が築いた財産なのに、なぜ自分の思い通りに処分できないの?と遺留分の制度自体を不審に思われるかもしれません。この制度は昭和27年の民法改正で導入されました。それまでの家督相続が「家」制度につながるという理由で諸子均分相続制度に変更すべしとの意見に加え、配偶者保護の要請から、このような制度が規定されたのです。また遺言者の財産といっても家族で築いたものという点もあることから、潜在的に相続人は、遺言者の財産に一定の権利を有しているとの考え方もその背景にあります。

私自身は配偶者間では、この点への配慮はもっともだと思います。夫婦間では、一方名義の財産も二人で築き、守ってきたといえる場合が多いからです。しかし、子供に関しては、遺留分の制度が必要かは疑問に思っています。これらの人達が、財産の形成に関与することは現代では稀だからです。

(3) 遺留分減殺請求権の行使方法

このような遺留分の制度ですが、現実における権利を行使する減殺請求については、相続の開始と減殺ができる遺贈や贈与があったことを知った時から1年以内に請求しなければ

ば時効消滅してしまいます(民法1042条)。遺贈とは相続人や第三者に遺言書で以て財産の一部または全部を贈与することをいいます。遺留分減殺請求の対象になる贈与は死亡前1年以内のものに限られます(民法1030条)。また減殺請求できる贈与と遺贈がある場合、遺贈から先に(民法1033条)、そして時系列的に新しいものから先に減殺請求の対象となります(民法1035条)。

3. 遺留分の放棄と推定相続人の廃除

このように遺留分の制度は複雑で、また上では触れませんでした、その計算方法も様々な考え方があり、どうしても紛争化すると長期、深刻なものになってしまいます。それも私が遺言書不作成のススメをする理由です。

それでも、どうしても諸事情で財産を一定の人に集中させる必要がある…という場合には、方法がないわけではありません。被相続人の生前の相続放棄は認められていません。被相続人に対して、①虐待をし、②重大な侮辱を加え、または③その他著しい非行がある推定相続人には、被相続人は家庭裁判所に相続人の排除の請求をすることができます(民法892条)、②、③のような事情については、よほどのことがないと裁判所では廃除が認められません。

そこで、一定の人に財産を相続させる、遺贈するというような遺言書を書き、それに対して遺留分を持つ相続人に、あらかじめ遺留分の放棄をしてもらうことが考えられます(民法1043条)。

しかし、この放棄は、家庭裁判所の許可がなければ効力を生じません。裁判所の許可の基準については、必ずしも明確ではありませんが、①放棄が放棄者の真意に出たものであること、②放棄に合理的・必要の理由があること、③放棄に対する代償財産の提供があること等が要素として検討されているようです。基本的には、真意に基づくものか、裁判所が確認できればよいのではないかと考えています。

フランチャイズ契約における情報提供義務と競業避止義務が問題となった事例

西村 真由美
(にしむら まゆみ)



【はじめに】

今回は、フランチャイズ契約（以下「FC 契約」という）における情報提供義務と競業避止義務が問題となった大阪地判平成 22 年 5 月 27 日（判時 2088 号 103 頁）をご紹介します。

フランチャイズにはいくつかの定義がありますが、一般的には、本部（フランチャイザー）が加盟者（フランチャイジー）に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態であるとされます^{*1}。

【事案の概要】

高齢者向け弁当宅配事業を営むフランチャイザーである原告が、元フランチャイジーである被告に対し、被告との間で締結した FC 契約（以下「本件 FC 契約」という）解除後も高齢者向け弁当宅配事業を継続しているとして、本件 FC 契約における競業禁止特約^{*2}に基づき、営業の差止めを求めました（第 1 事件）。

これに対して、被告は、本件 FC 契約締結に当たり、原告が誤った売上予測を提供したために、被告において損害が生じたとして、被告が原告に対し、債務不履行に基づき、加盟金、ロイヤルティ等合計 3861 万円の損害賠償を求めました（第 2 事件）。

【争点】

- 1 被告の競業避止義務違反の有無
- 2 原告の情報提供義務違反の有無

【判旨】

第 1 事件請求認容^{*3}、第 2 事件請求棄却^{*4}

争点 1（被告の競業避止義務違反の有無）

(1) 結論

義務違反を肯定

(2) 理由

本判決は、「競業禁止特約は、その制限の程度いかんによっては営業の自由を不当に制

限するものとして公序良俗に反して無効になる場合がある」とした上で、「本件 FC 契約における競業禁止特約は、原告の経営ノウハウの保護を目的としているものと解される。このような目的に照らすと、期間を 5 年として、対象者を加盟者及びその関係者とし、区域を定めず、経営だけでなく出資や従事を禁止することも直ちに合理性がないとまではいえず、これに加え、同特約には、期間、業種の限定があり、条項上は地域的限定がないものの、原告の本件請求においては、旧 a 奈良南店と同一店舗及び奈良県内と区域が限定されており、違反した場合における違約金の定めもないことを併せ考慮すると、同特約は加盟店の営業の自由を不当に制限するものとはいえず、公序良俗に反するものではないというべきである。」として、競業禁止特約を有効とし、被告が、本件店舗と同一の場所において弁当の宅配を行っており、そのメニューや価額がほぼ同一であることから、原告と同一の事業を行っているものと認められるとして、被告の競業禁止特約違反を肯定しました。

争点 2（原告の情報提供義務違反の有無）

(1) 結論

義務違反を否定

(2) 理由

本判決は、「フランチャイズ・システムにおいては、一般にフランチャイジーは、店舗経営の知識や経験に乏しく、フランチャイザーから提供される情報に大きな影響を受けるのが通常であり、また、フランチャイズに加盟しようとする者にとって、フランチャイザーから提供される売上予測は、加盟するか否かを決定する際の重要な要素となるから、FC 契約締結に向けた交渉の過程において売上予測を提供する場合には、フランチャイザーは、フランチャイジーに対し、客観的かつ正確な情報を提供すべき信義則上の保護義務を負っているものというべきである。」とした上で、本件 FC 契約締結前に、原告は被告に対して、当時の被告の収入と同程度の収入を得ることが可能である旨述べただけであって、明確な売上予測

として示されたものではない上、被告が営業努力によって顧客を獲得することを前提とした説明であって、その説明において必ず原告提示の 35.6 万円の収入が得られると誤認させるものであったとは認められず、被告がその収入を得ることはできていないのは、本件店舗における被告の経営の仕方由来のものであって、原告の売上予測が誤りであったことの根拠にはならないとして、原告の情報提供義務違反を否定しました。

【検討】

1 情報提供義務違反の判断基準

本判決は、「信義則上の保護義務」として、フランチャイザーが、FC 契約締結に向けた交渉の過程において売上予測を提供する場合には、フランチャイジーに対し客観的かつ正確な情報を提供すべき義務を負うと認めた上で、原告にその義務違反は認められないとしています。一般的に、フランチャイザーとフランチャイジーの間には知識、経験及び情報の格差が存在することから、フランチャイザーが、フランチャイジーになろうとする者が FC 契約を締結するか否かについての確かな判断ができるよう正確な情報を提供すべき信義則上の義務を負うことについては、判例法理として確立しています^{*5}。

もっとも、一般論として、フランチャイズ・システムにおける事業リスクはフランチャイジーが負担するのが原則であるため、売上予測は、実際に予測と異なる結果が発生したとしても、それ故に直ちに義務違反となるわけではありません^{*6}。これまでの裁判例においては、売上・収益予測に関する情報提供義務違反の判断基準として、①売上・収益予測の手法の相当性・合理性、及び②売上・収益予測の適用過程の相当性・合理性という 2 点を考慮しているようです^{*7}。

2 競業禁止特約について

競業禁止特約とは、契約期間中あるいは契約終了後において、相手方に対して、自己と同種の事業を行うこと等の競業行為を禁止す

る特約であり、これには、自ら競業事業を起すことのみならず、競業他社へ就職することをも禁じる内容を含まれます。FC 契約においては、フランチャイザーは、フランチャイジーに対し、営業秘密、ノウハウ及び内部情報等を提供するため、フランチャイジーがフランチャイザーと同一または類似の営業をしたり、提供を受けた営業秘密等を不正に利用したりすることは、フランチャイザーのみならず当該フランチャイズ・システム全体を脅かすものになりかねません。そのため、FC 契約においては、一般的に、フランチャイジーによる競業や秘密開示を防止するために競業避止義務に関する規定が設けられます。

もっとも、契約終了後もフランチャイジーに競業避止義務を負わせることは、フランチャイジーの営業の自由や職業選択の自由を制限し、また、投下資本回収を妨げるなど、フランチャイジーにとって大きな不利益となります。そこで、裁判例^{※8}では、かかる競業制限が合理的であるか否か、具体的なケースごとに合意の対象となった期間・地域・営業の種類などについてその程度を見極め、公序良俗違反の存否を通して、特約の有効性が判断されています。

本件の競業禁止特約は、期間を5年とし、地域限定がないという点では、相当程度被告の営業の自由を制限しているようにも見えます。しかしながら、かかる場合でも、特約に基づく実際の差止め請求において区域を限定することにより、場所に関する制限の合理性を確保する可能性が肯定されている点は、留意すべきであると考えられます。

- ※1 「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」(平成14年4月24日公正取引委員会)
- ※2 本件FC契約においては、「被告又は被告の関係者は、原告の承諾なく、本件FC契約の有効期間及び同契約終了後5年間は、当チェーンの事業の経営、出資、従事等をしてはならない。」旨の特約が存在しました。
- ※3 原告は、この他に被告に対し未払のロイヤリティ等合計512万円余りの支払を求め、全額認容されています。
- ※4 被告は、本件FC契約締結前の情報提供義務違反の他にも、原告が契約締結後に適切な経営指導等をしなかったとして債務不履行を主張しましたが、判決では、経営改善のための指導等が行われていたとして、原告の経営指導義務違反は否定されています。
- ※5 「コンビニエンス・フランチャイズ・システムをめぐる法律問題に関する研究会報告書(1)」NBL948号
- ※6 西口元ほか編「FC契約の実務」新日本法規出版株式会社
- ※7 前掲「コンビニエンス・フランチャイズ・システムをめぐる法律問題に関する研究会報告書(1)」
- ※8 なお、FC契約における競業避止義務違反の有無の判断にあたっては、単にフランチャイジーの投下資本回収の必要性が認められるというだけでなく、フランチャイジーによる不適切な勧誘行為を契機として、フランチャイジーが多額の資金を投下することになったという点を重視し、競業避止義務違反を認めた裁判例(大阪地判平成22年5月12日判時2090号50頁)もあり、情報提供義務違反が競業避止義務違反に影響を与えるものとして参考になると考えられます。

さらに詳しい内容は、弁護士法人 苗村法律事務所のホームページにアクセスください。

「苗村法律事務所主催セミナー」のご案内

米国外国汚職防止法(FCPA)や英国の贈収賄防止法(UKBA)など諸外国における執行事例、社内チェックのポイント、また日本の不正競争防止法について解説いたします。

【日 時】(大阪) 平成25年10月28日(月) 午後3時~5時
大阪堂島ビルディング9階会議室

(東京) 平成25年10月31日(木) 午後2時~4時
東京パシフィックセンチュリープレイス琥珀の間

【講 師】弁護士 苗村 博子

【参加費】無料

【お問い合わせ・お申し込み先】

苗村法律事務所(TEL:06-4709-1170)までご連絡ください

<http://www.namura-law.jp>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階
※地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅1番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩5分
TEL: 06-4709-1170 FAX: 06-4709-0131
受付時間/9:00~18:00

東京事務所

〒100-6208
東京都千代田区丸の内1丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス 8階
※地下鉄丸の内線「東京駅」八重洲口より徒歩2分
TEL: 03-6860-8325 FAX: 03-6860-8560
受付時間/9:00~18:00



Topic of the secretariat

アートにできること

事務局のまつむらです。私は週末にチョークアートという手法の絵を描く自称アーティストです。現在、国際協力 NGO AICA の活動を、絵本を通して伝える活動に携わっています。

AICA は、カンボジアの最貧困世帯に農業技術を指導し、生活向上を図ることで、すべての子どもたちが学校に通える状況を創出する活動をされています。

そんなカンボジアの現実や、農業支援による効果をストーリーに盛り込み、イベント等でスライドで流したり、紙媒体で多くの人に活動内容を知ってもらおうのが目的で、私が文絵を担当させていただきました。

そのご依頼をいただいた時、タイミング良く苗村事務所旅行でカンボジアに行く予定がありましたので、最終日にフリーで行動させていただき、話の中で重要な役割をする「マリコン」という精霊についてリサーチすることにしました。マリコンはカンボジアの座敷わらしです。風貌がわからなければ絵に描くことができません。とにかく現地の人に声を掛け、マリコンについて教えてほしいとお願いしたのですが、シェリムアップのような都会では名前は知っていても祀ることはあまりないそうで、情報を得ることができませんでした。

最後の望みを託して、帰国直前に立ち寄ったナイトマーケットの置き物屋に次々飛び込み、マリコン人形はないかと聞いてまわりましたが見つからず、ここで最後かと思った一番端のお店で発見しました! マリコンのブロンズ像です。とても可愛くて、一気に創造意欲が湧きました。

1年がかりで制作が終わり、7月からお披露目が始まりました。日本の NGO がカンボジアでどのような支援をされているか、多くの方々に知っていただくきっかけになればと思います。AICA の活動にご興味のある方は、ぜひ下記 WEB サイトへアクセスをお願いいたします。

<http://aica-japan.com>

素晴らしい活動に参加されてること、初めて知りました。頑張ってください!! (苗)

